### 令和2年度 租税滞納状況について

熊本国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税の猶予等の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方々に対しては、法令等に基づき、<u>納税の猶予等の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用する</u>など、引き続き、 適切に対応しています。

今般、令和2年度 租税滞納状況がまとまりましたので、報告します。

- (注) 1 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。

#### 〇 令和2年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)
	令和元年度末			令和2年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
全税目	(89. 4%)	(86. 2%)	(65.6%)	(115.0%)
	14,331	13, 649	11, 503	16, 477
所 得 税	6, 506	2, 910	2, 751	6, 665
内源泉所得税	1, 539	485	377	1, 647
内申告所得税	4, 967	2, 425	2, 374	5, 018
法 人 税	1, 645	1, 303	1, 060	1, 888
相 続 税	273	2 1 8	2 3 8	253
消費税	5, 834	9, 131	7, 401	7, 564
その他税目	7 3	8 8	5 3	107

- (注) 1 ()内の数値は、対前年度比です。
  - 2 地方消費税を除いています。
  - 3 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度 (納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
  - 4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

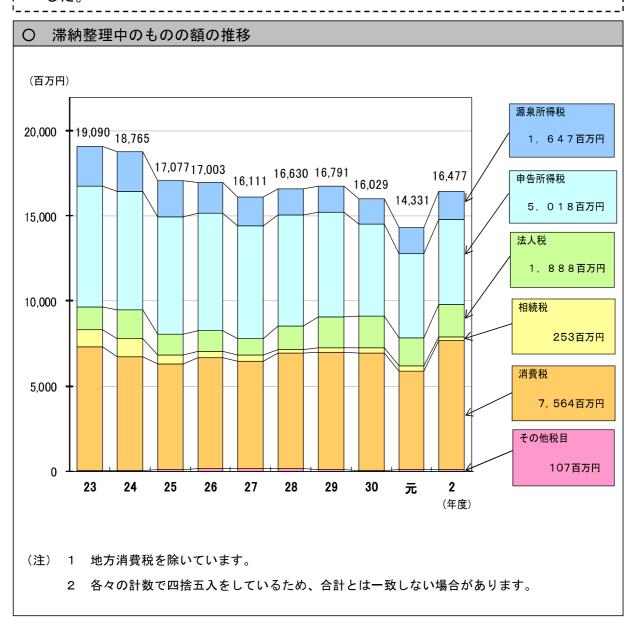
#### 1 滞納整理中のものの額(滞納残高)

令和2年度末における滞納整理中のものの額(滞納残高)は、<u>164億77百万</u>円となりました。

(令和元年度(143億31百万円)より21億46百万円(15.0%)増加)

#### 【ポイント】

○ 滞納整理中のものの額(滞納残高)は、令和元年度から21億46百万円増加しました。



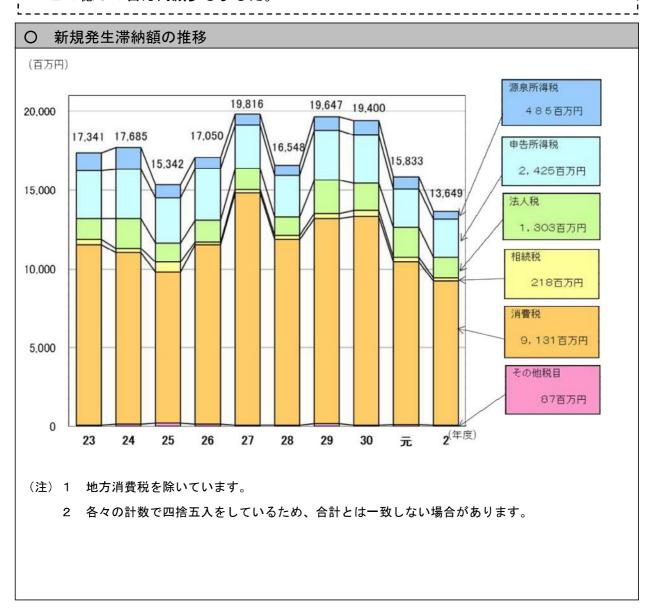
#### 2 新規発生滞納額

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の 実施、滞納の未然防止のほか、適切な納税緩和制度の適用などに努めた結果、令和 2年度の新規発生滞納額は、136億49百万円となりました。

(令和元年度(158億33百万円)より21億84百万円(13.8%)減少)

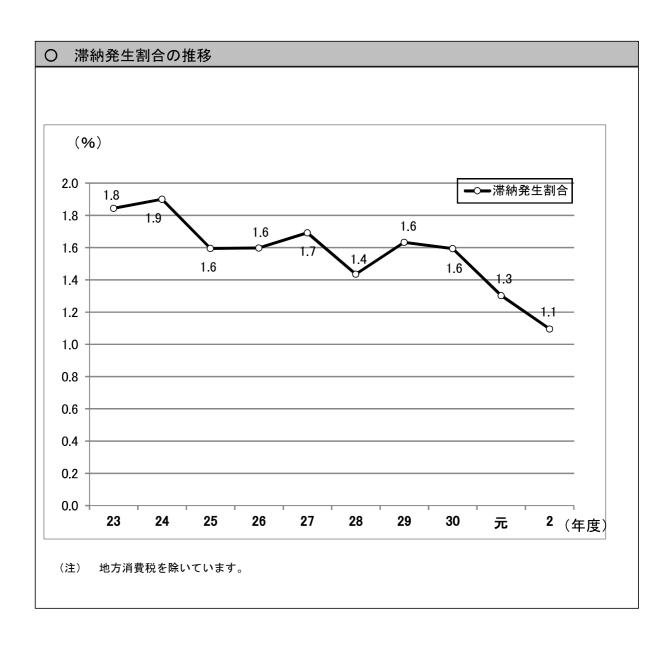
#### 【ポイント】

○ 新規発生滞納額(136億49百万円)は、令和元年度(158億33百万円)より 21億84百万円減少しました。



なお、令和2年度の滞納発生割合(新規発生滞納額(136億49百万円)/徴収決定済額(1兆2,465億36百万円))は1.1%で、令和元年度(1.3%)を、0.2ポイント下回りました。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものをいいます。



#### 3 整理済額

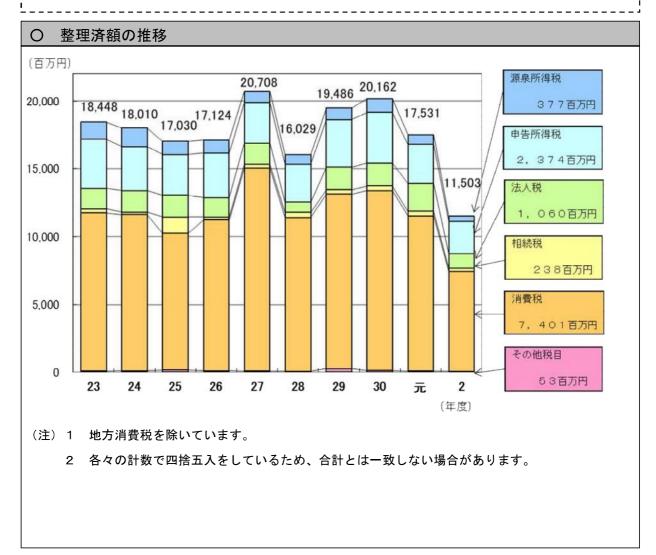
滞納については、集中電話催告センター室において、新規発生滞納事案を幅広く 所掌して、早期かつ集中的に電話催告等を行い、効果的・効率的な滞納整理を行う ほか、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえなが ら、法令等に基づき、確実な徴収に努めました。

その結果、令和2年度の整理済額は、115億3百万円となりました。

(令和元年度(175億31百万円)より<u>60億28百万円</u>(34.4%)減少) なお、令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難 な方に対して、猶予制度の適用を優先して行いました。

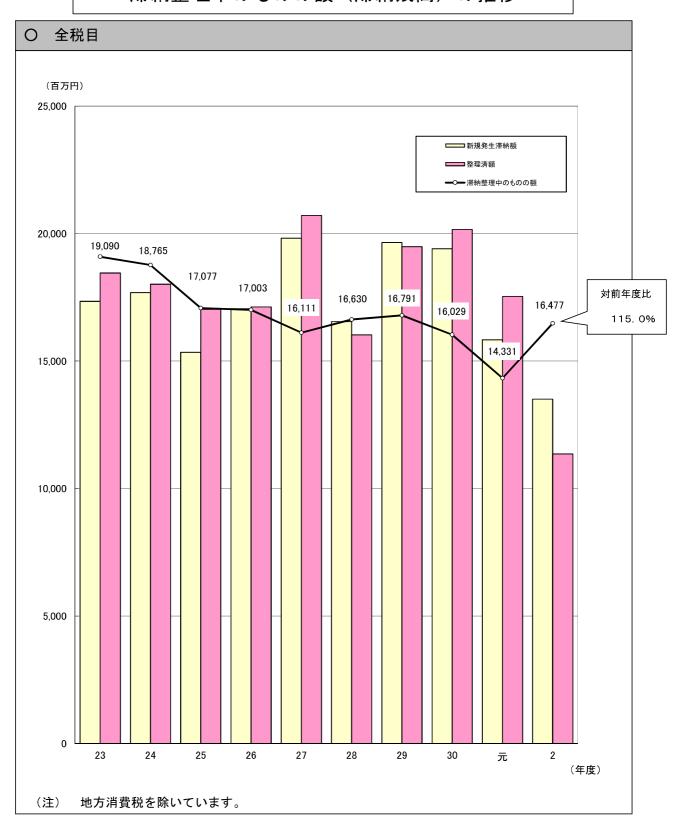
#### 【ポイント】

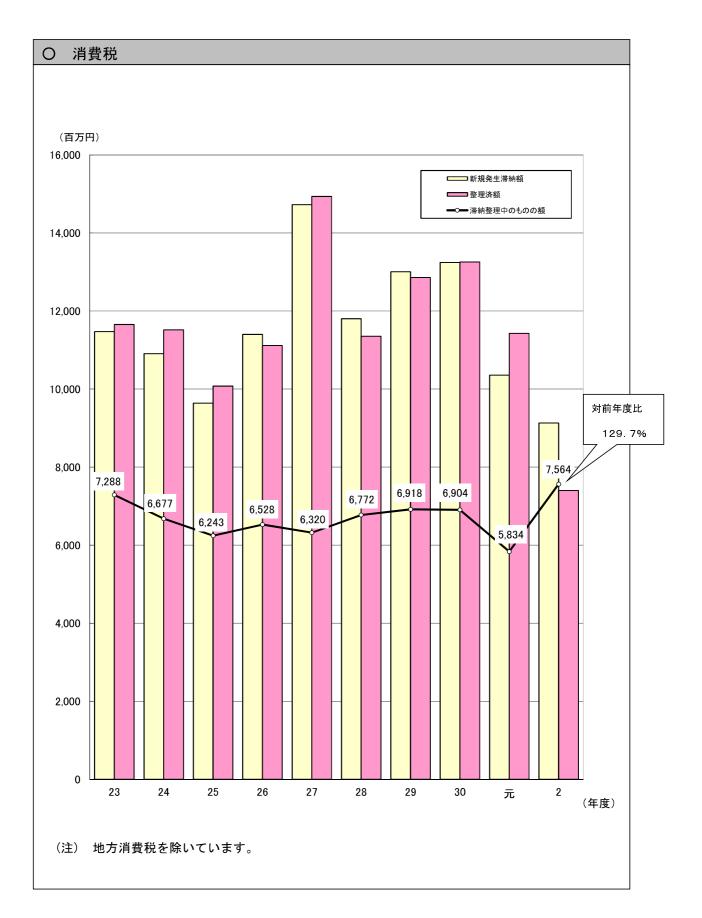
○ 整理済額(115億3百万円)は、新規発生滞納額(136億49百万円)を21億 46百万円下回りました。



### (参考1)

# 滞納整理中のものの額(滞納残高)の推移





### 税目別の租税滞納状況

									(単位:	百万円)
		区分	A 前年度		В		С		D (A+1	3-C)
税	.目		滞納整理中のもの	の額	新規発生滞	持納額	整理	里 済 額	滞納整理中⊄	つものの額
			外 1,826	3	外 3,568		外 3,56	3	外 1,831	
	30	( 101.0%)		98.7%)		( 103.5%		( 95.5%)		
至	~		16,	1.		19, 400	. 100.070	20, 162	( 00,0,0 )	16, 029
秉	Ŀ 兑		外 1,831	, , , , , ,	外 2,799	10, 100	外 3,07	7	外 1,553	10, 023
15		元	( 95.5%)		81.6%)		(87.0%		( 89.4%)	
4		, ,	16,	1	01. 0/0 /	15 833		17, 531	( 00. 1/0 )	14, 331
言	+		外 1,553	, 023	外 2,553	10,000	外 2,05	11,001	外 2,055	11, 001
		2	(89.4%)	ĺ	86. 2%)		(65.6%		( 115.0%)	
		٦		, 331		13, 649	( 00.0/0	11, 503	( 110.0%)	16, 477
			( 100.9%)	(	(107.0%)	10,010	( 116. 7%		( 95.7%)	10, 111
	源	30		578		929	-			1 510
	泉		1, ( 95. 7%)	(	(82.5%)	020	( 73.9%	997	( 101.9%)	1,010
	所	元		, 510		766	-			1, 539
	得税	0	( 101.9%)	(	(63.3%)		(51.2%	737	( 107.0%)	2,000
	化	2		, 539		485		377		1,647
		0.0	( 94.1%)	(	96.5%)		( 106.8%		( 88.0%)	_,
	申	30	6,	. 129		3,042		3, 776		5, 395
税	告記	<b>→</b>		(	(80.6%)		( 76. 2%	, )	( 92.1%)	
	所得	元	5,	, 395		2, 451		2,879		4, 967
	税	2		(	(98.9%)		(82.5%		( 101.0%)	
	176	2	4,	, 967		2, 425		2, 374		5, 018
目		20	( 130.5%)	(	(82.2%)	·	( 100.8%	)	( 102.0%)	
	\ <del>/</del>	30	1,	, 801	,	1,715		1,679		1,837
	法人	元		(			( 122.3%	, )	(89.5%)	
	税	ノレ	1,	, 837		1,862		2,054		1,645
	174	2	(89.5%)	(	(70.0%)		(51.6%	)	( 114.8%)	
別		۷		, 645		1,303		1,060		1,888
		30		(	(110.1%)		( 109.3%		( 114.5%)	
	相		( 114.5%)	276	( 79.7%)	380	7	340		316
	続	元	( 114.5%)	(	79.7%)		( 101.8%	, )	( 86.4%)	
$\mathcal{O}$	税	, ,	/	316		303		346		273
		2	( 86.4%)	(	71.9%)		(68.8%		( 92.7%)	
			<i>h</i> 1 000	273	# 0 FCO	218	<i>h</i> l 0 50	238	<i>b</i> l 1 001	253
		0.0	外 1,826		外 3,568		外 3,56		外 1,831	
内		30	( 102.2%)	(	( 101.8%)		( 103. 1%		( 99.8%)	
ΡΊ				, 918	H 0 500	13, 241	H 0 07	13, 255	<i>b</i> l 1 550	6, 904
	消费	_	外 1,831		外 2,799		外 3,07		外 1,553	
	費税	元	( 99.8%)	(	78.2%)		( 86. 2%		( 84.5%)	
	化			, 904	<del>U</del> 0 550	10, 356	H 0.05	11, 426	H O OFF	5, 834
訳		0	外 1,553	2	外 2,553		外 2,05		外 2,055	
		2	( 84.5%)	(	(88.2%)		(64.8%		( 129.7%)	
				, 834	( 40, 00/ )	9, 131	( 40 00/	7, 401	( 75 0%)	7, 564
	そ	30	( 54.9%)	(	49.2%)	00	( 43.9%		( 75.3%)	25
	の		( 75.3%)	89	(102.2%)	93	( 77.4%	115	( 109.0%)	67
	他	元	( 75.3%)	C7 (	104.2%)	٥٢	(11.4%		109.0%)	70
	税		( 109.0%)	67	91.6%)	95	( 59.6%	89	( 146.6%)	73
	目	2	( 103.0/0 )	73	91.0/0 /	87	( 59.0%	53	(140.0%)	107
Щ				(0)		01		93		107

- (注) 1 ( )内の数値は、対前年度比です。
  - 2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方 消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書と として、地方消費税の滞納状況を示しています。
  - 3 各々の計数で百万円未満を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

# 令和2年度租税滞納状況について

# (熊本県)

### 〇 令和2年度租税滞納状況

A 令和元年度末		В	С	D(A+B-C)
				令和2年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
全税目	(104. 6%)	(72.5%)	(69. 3%)	(106. 3%)
至1九日	5, 770	4, 165	3, 801	6, 135
所 得 税	3, 065	906	1, 040	2, 932
内 源泉所得税	6 2 7	1 0 4	1 2 5	607
内 申告所得税	2, 437	802	914	2, 325
法 人 税	4 9 8	409	3 2 6	5 8 1
相 続 税	180	8 1	112	1 4 9
消費税	2, 005	2, 753	2, 317	2, 442
その他税目	2 2	1 6	7	3 1

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
  - 3 ()内の数値は、対前年度比です。
  - 4 地方消費税を除いています。
  - 5 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度 (納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
  - 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

# 令和2年度租税滞納状況について (大分県)

### 〇 令和2年度租税滞納状況

A		В	С	D(A+B-C)
	令和元年度末			令和2年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
全税目	(84. 1%)	(92. 3%)	(62.9%)	(121.5%)
王1九日	2, 946	3, 082	2, 450	3, 578
所 得 税	1, 291	579	566	1, 304
内 源泉所得税	3 4 3	9 6	9 4	3 4 6
内 申告所得税	947	482	472	958
法 人 税	3 4 2	2 3 4	2 4 9	3 2 7
相 続 税	3 3	3 0	3 0	3 3
消費税	1, 266	2, 225	1, 594	1, 897
その他税目	1 4	1 4	1 2	1 6

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
  - 3 () 内の数値は、対前年度比です。
  - 4 地方消費税を除いています。
  - 5 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度 (納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
  - 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

# 令和2年度租税滞納状況について

# (宮崎県)

### 〇 令和2年度租税滞納状況

	А	В	С	D(A+B-C)
	令和元年度末		***	令和2年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
   全税目	(75. 5%)	(105. 1%)	(65. 5%)	(121.6%)
三	2, 491	2, 834	2, 296	3, 030
所 得 税	969	6 3 4	463	1, 139
内源泉所得税	3 2 0	195	5 3	462
内 申告所得税	6 4 9	4 3 8	4 1 1	677
法 人 税	5 3 5	4 2 5	293	667
相 続 税	2 1	7 9	7 2	2 8
消費税	9 4 2	1, 659	1, 443	1, 158
その他税目	2 4	3 8	2 4	3 7

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
  - 3 () 内の数値は、対前年度比です。
  - 4 地方消費税を除いています。
  - 5 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度 (納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
  - 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

# 令和2年度租税滞納状況について

# (鹿児島県)

### 〇 令和2年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)
	令和元年度末			令和2年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
全税目	(84. 1%)	(87. 9%)	(63.6%)	(119.6%)
至7九日	3, 123	3, 568	2, 957	3, 735
所 得 税	1, 181	790	6 8 1	1, 290
内 源泉所得税	2 4 8	8 9	106	232
内申告所得税	933	702	5 7 6	1, 059
法 人 税	270	2 3 5	193	3 1 2
相 続 税	3 9	2 8	2 5	4 2
消費税	1, 621	2, 495	2, 048	2, 068
その他税目	1 3	2 1	1 0	2 3

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
  - 3 () 内の数値は、対前年度比です。
  - 4 地方消費税を除いています。
  - 5 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度 (納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
  - 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。